

## 2005年、2006年、新人選手選択会議規約

(この新人選手選択会議規約(以下「規約」という。)は、野球協約208条1号の規定に基づき制定する。)

発効 2005.9.5

**第1条** (新人選手) この規約において新人選手とは、日本の中学校、高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校、大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に在学し、または在学した経験をもち、いまだいずれの日本の球団とも選手契約を締結したことがない選手をいう。日本の中学校、高等学校、大学に在学した経験をもたない場合であっても、日本国籍を有するものは新人選手とする。

**第2条** (新人選手との契約) 球団が、新人選手と選手契約を締結するためには、希望入団枠の方法によるか、第5条に定める各選択会議で、契約を希望する選手にたいする選手契約締結の交渉権を獲得しなければならない。ただし、球団は、いまだいずれの球団とも選手契約を締結したことがない新人選手であっても、当該選手と雇用関係にあるか、過去において雇用関係にあった場合は、同選手との選手契約を締結することができない。

**第3条** (日本野球連盟の選手) 日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、次の方法により希望入団枠による獲得あるいは選択する。

(1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録後2年(シーズン)間はその選手と選手契約を締結しない。ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後3年(シーズン)間は選手契約を締結しない。

同連盟所属選手が大学(短大、専門学校を含む)中退選手(体育会に籍のあったもの)である場合は、この契約禁止期間を登録後2年(シーズン)とする。

(2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手1名を超えて希望入団枠による獲得あるいは選択会議での選択をすることはできない。

ただし、そのチームおよび日本野球連盟が希望入団枠による獲得あるいは選択を承認した場合は、この限りではない。

(3) 日本野球連盟登録選手にたいする球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)の適用を受ける。ただし、同所属連盟所属チームの解散または休部による場合は、この限りではない。

(4) 日本野球連盟では、選手の登録月日にかかわらず、同連盟シーズン中の登録はすべて1シーズンと見なす。

**第4条** (希望入団枠獲得選手) 球団は、第5条所定の大学生・社会人ほか選択会議以前に、1名の新人選手を希望入団枠獲得選手として選手契約を約定することができる。日本の学校に在学している選手にたいしては、選択会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限りその対象選手

とすることとし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合と同様に扱う。

2. 球団は、所属連盟会長を經由して、希望入団枠獲得選手の選手契約約定期間を文書でコミッショナーへ届け、コミッショナーは年度連盟選手権試合最終日の翌日からこれを受け付け、第5条所定の大学生・社会人ほか選択会議の7日前までにそのつどこれを契約締結内定選手として公示する。公示された契約締結内定選手は、いずれの球団もこれを選択会議で選択することはできない。次の各号に掲げる新人選手は希望入団枠獲得選手の対象から除外する。

- (1) 日本高等学校野球連盟に所属している選手。
- (2) 日本の高等学校を卒業または中退した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。
- (3) 日本の大学、短期大学、専門学校を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。
- (4) 日本の高等学校、専門学校、短期大学、大学を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、日本、外国を問わずプロフェッショナル、アマチュアいずれの野球組織にも所属しなかった選手。
- (5) 日本の高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校、専門学校、短大、大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に途中で入学あるいは加入したもの。

**第5条** (選択会議) 選択会議は、これを日本高等学校野球連盟に所属している選手を選択の対象とする高校生選択会議(以下「高校生選択会議」という。)と日本高等学校野球連盟に所属していない選手を選択の対象とする大学生・社会人ほか選択会議(以下「大学生・社会人ほか選択会議」という。)に分け、それぞれコミッショナー、両連盟会長ならびに各球団役員一名により構成され、コミッショナーによって、高校生選択会議については、毎年10月1日から14日までの間に、大学生・社会人ほか選択会議については、毎年11月10日から11月22日までの間にそれぞれ招集される。ただし、全球団の同意のある場合には、規定期間外に開催することができる。

2. コミッショナーが開催日を決定したときは、その14日前までに、全球団に通告しなければならない。

**第6条** (選択選手) 第1条にいう日本の学校に在学している選手にたいしては、選択会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限り選択することができる。

ただし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合は、前項と同様に扱う。

**第7条** (中途退学選手) 球団は、第1条にいう日本の学校に在学した経験をもつ選手であって、

選択会議開催の4月1日以降に退学したものを希望入団枠により獲得し、または選択することはできない。

**第8条**（外国のプロ野球選手） 新人選手であって外国のプロフェッショナル野球組織に属する選手、または過去に属したことのある選手は、毎年、大学生・社会人ほか選択会議の7日前までにいずれかの球団が選択の対象選手とする旨をコミッショナーに文書で通知し、コミッショナーがその選手が選択できる選手であることをそのつど全球団へ通告しなければいずれの球団もその選手を選択することはできない。

**第9条**（新人選手選択可能数） 高校生選択会議及び大学生・社会人ほか選択会議で選択することができる選手の合計数は、120名から希望入団枠獲得選手の合計人数を除いた数とする。

**第10条**（入札抽選参加、希望入団枠使用等の申請） 球団は実行委員会で定められた所定の日までにコミッショナー事務局に統一書式をもって、高校生選択会議での入札抽選に参加するかどうか、および大学生・社会人ほか選択会議に関わる希望入団枠を使用するかどうかを届け出なければならない。コミッショナー事務局は、これを公示する。

**第11条**（高校生選択会議での選択方法） 高校生選択会議での選択は、各球団が次に定める方法に従って、新人選手を選択する。既に選択されている新人選手を他の球団が重ねて選択することはできない。

2. 本条において、「球団順位の逆順」とは、高校生選択会議が実施される日の1週間前の日の当該年度連盟選手権試合の球団順位の逆順に基づき、後に定めるところにより優先権を獲得した連盟の最下位の球団を第1順位、他の連盟の最下位の球団を第2順位、優先権を獲得した連盟の第5位の球団を第3順位とし、以下、同様にして定まる順番をいう。優先権を獲得する連盟は、次に定める順序に従い定める。

当該高校生選択会議が実施される年度に実施されたオールスターゲームにおいて勝利をおさめた連盟。

（により定められない場合は）当該年度に実施されたフレッシュオールスターゲームにおいて勝利した連盟。

（及びにより定められない場合は）当該オールスターゲーム及び当該フレッシュオールスターゲームにおける総得点から総失点を控除した点数の大きい連盟。

（、及びによっても定められない場合は）抽選により当選した連盟。

3. 第一巡目の指名は、入札抽選に参加しない球団を除いた全球団が、選択を希望する一人の選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに同時に提出することにより行う。記載された選手のうちの球団のみから指名された選手にたいしては、その球団の選択が決定し、二つ以上の球団から指名された選手にたいしては、指名した球団間で球団順位の逆順による抽選を行い、選択する球団を決定する。

抽選により選択をすることができなかった球団は、再度、選択を希望する選手名を所定の様式により記載し、第一巡目として、球団順位の逆順に従い、別の選手の指名を行う。

4. 全球団の第一巡目の指名が終了した後に、大学生・社会人ほか選択会議における希望入団枠の申請をしなかった球団が、第二巡目として、球団順位の逆順に、選手の指名を行う。
5. 第三巡目の指名は、球団順位の逆順に行い、第四巡目の指名はこれと反対の順に行い、以後、折り返しで指名するものとする。

**第12条**（大学生・社会人ほか選択会議での選択方法） 大学生・社会人ほか選択会議での選択は、各球団が次に定める方法に従って、新人選手を選択する。既に選択されている新人選手を他の球団が重ねて選択することはできない。

2. 本条において、「球団順位の逆順」とは、セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟それぞれの規約に定める球団順位に基づき、その年度の日本シリーズに敗れた球団が所属する連盟の同年度連盟選手権試合の順位最下位球団を第1順位、他の連盟の最下位の球団を第2順位、日本シリーズに敗れた球団が所属する連盟の第5位の球団を第3順位とし、以下、同様にして定まる順番をいう。
3. 希望入団枠による獲得選手と選手契約締結の内定をした球団および希望入団枠の申請を行わなかった球団は、第一巡目、第二巡目の選択から除外される。
4. 希望入団枠の申請を行ったにもかかわらず希望入団枠による選手契約締結の内定をすることができなかった球団は、再度、選択を希望する選手名を所定の様式により記載し、球団順位の逆順に、第一巡目として別の選手の指名を行い、第二巡目の選択から除外される。
5. 高校生選択会議において第一巡目指名を回避した球団は、第二巡目において球団順位の逆順に選手の指名を行う。
6. 第三巡目の指名は、球団順位の逆順に行い、第四巡目の指名はこれと反対の順に行い、以後、折り返しで指名するものとする。

**第13条**（交渉権の譲渡および放棄の禁止） 選択会議で取得した選手契約締結交渉権は、これを放棄することも、またこれを他球団へ譲渡することもできない。

**第14条**（交渉権の有効期間と喪失） 球団が選択した選手と選択会議翌年の3月末日までに選手契約を締結し、支配下選手の公示をすることができなかった場合は、球団はその選手にたいする選手契約締結交渉権を喪失する。ただし、日本野球連盟所属選手との選手契約締結交渉権は、選択会議翌年の1月末日までとする。

**第15条**（再選択） 選択した選手との選手契約締結交渉権を喪失した球団は、次の場合を除き再び当該選手を選択することができない。

1. 進学その他の事由によりその選手が再び就学した場合。
2. 当該選手が文書をもって再びその球団に選択されることを承諾する場合。
3. 日本野球連盟所属チームの解散または休部によりその選手が退部した場合。
4. 選択された選手が、選択の対象となるその次の選択会議で選択されなかった場合。

**第16条**（義務教育未終了者） 選択された選手が、選択会議の翌年3月義務教育終了見込みの場

合は、同選手が義務教育を終了した後でなければ、選手契約の承認を所属連盟会長に求めることはできない。

**第17条**（契約制限） 球団と選手契約を締結した新人選手にたいしては、その選手の支配下選手公示の日から同公示のあとに行われる年度連盟選手権試合シーズン開始前日まで、他の球団が契約譲渡またはウェイバーにより、その選手契約を取得することはできない。前記の期間中その選手が自由契約選手となったときといえども同じとする。また、選択会議において、選手契約の交渉権を取得した球団は、その選手にたいし方法のいかんを問わず、他の球団に契約を譲渡することを条件として選手契約を締結することはない。

#### 選択方法例

##### 高校生

球団	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
入札抽選	抽	外れ	抽	外れ	抽	外れ	回避	外れ	外れ	回避	単	単
外れ組		6		7		8		9	10			
大・社回避組								11			12	13
3巡	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
4巡	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26

以下、繰り返し。

##### 大学・社会人

球団	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
希望入団枠			×	×				回避	×		回避	回避
1巡			7	8					9			
高校回避組							10			11		
3巡	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
4巡	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24

以下、繰り返し。

A～Lは球団。それぞれの選択会議の規定で定められた球団順位の逆順に並べた。「抽」は指名重複のため抽選で獲得。「外れ」は抽選で外れ。

は希望入団枠を使用、×は希望入団枠使用を表明したが獲得できず。数字は全体での指名順位。